

国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実地区換地委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が北海道から受託する国営旭東土地改良事業千代ヶ岡・就実換地区の換地業務を適正かつ円滑に遂行するために、旭川市換地委員会条例（以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる資格を有する者として委嘱された委員が、その資格を喪失した時には、委員としての資格も喪失する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠については、その要否を委員会で協議し、議決に応じて市長が新たに委員を委嘱する。

(会議録)

第3条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を調製し、委員会において選任された会議録署名（記名）人が署名又は記名押印しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。